

鳥取市障害福祉計画(案)

本市では、障害者自立支援法の規定に基づく、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する「鳥取市障害福祉計画」を作成しています。このたび、鳥取市障害者施策推進協議会

委員に加え、医療・就労・教育などの関係者で構成する「鳥取市障害福祉計画作成委員会」で検討を重ね、計画(案)がまとまりましたので、概要をお知らせします。みなさんのご意見をお寄せください。

計画(案)の概要

基本理念

- 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重
- 地域生活への移行や就労支援などの課題に対応したサービス基盤の整備

目的

障害福祉サービスおよび相談支援、並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的とします。

計画期間および見直しの時期

障害福祉計画は、法で定められている3年を1期とする計画です。今回策定する計画は第1期計画で、計画期間は平成18年度から平成20年度です。平成20年度には、平成21年度以降の3年間を対象とした第2期計画を策定することとなっており、これに合わせて見直しを行います。

具体的な内容

平成23年度の数値目標の設定

内 容	現状値	目標値(H23年度)
施設入所者の地域生活への移行など	施設入所者 388人(H17年度)	施設入所者 362人

障害福祉サービスの見込み量と見込み量確保のための方策

訪問系・日中活動系・居宅系サービスおよび相談支援についての概要や見込み量、それを確保するための方策

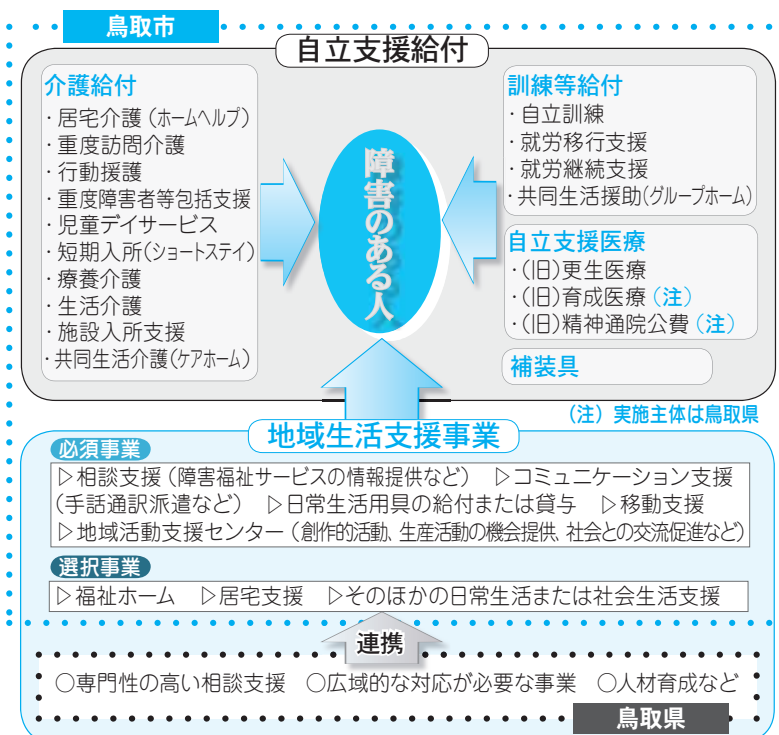
地域生活支援事業

①相談支援 ②コミュニケーション支援事業 ③日常生活用具給付等事業 ④移動支援事業 ⑤地域活動支援センター機能強化事業 ⑥その他事業についての内容、実施件数などの見込み量、それを確保するための方策

計画の推進にあたって

- ①計画の進捗状況の管理・評価
- ②サービスを利用しやすい環境づくり

障害福祉サービスの体系



ご意見のあて先、
資料の配置場所はこちらです!

提出方法 様式は問いません。住所・氏名を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかで

資料配置場所

1月15日(月)から市役所本庁舎総合案内所/市役所駅南庁舎総合窓口/市役所駅南庁舎生活福祉課/各総合支所福祉保健課

※鳥取市のホームページ(表紙下段参照)にも掲載しています。

提出期限 2月2日(金) 必着

提出・問い合わせ先

市役所駅南庁舎生活福祉課
〒680-8571 鳥取市富安2丁目138-4
TEL (0857)20-3475 FAX (0857) 20-3406
電子メール fukushi@city.tottori.tottori.jp

